

# 国家戦略特区と税制

---

佐藤主光(もとひろ)

一橋大学政策大学院・経済学研究科

# 特区と税制

総合特区	構造改革特区
<p>複数の規制の特例措置に加え、  <u>税制・財政・金融上の支援措置等</u>を            総合的に実施</p>	<p>主として個別の規制の特例措置を対象  <u>税制・財政・金融措置は対象としない</u></p>
<p>取組の先駆性、地域の責任ある            関与等の<u>要件を満たす地域に限定</u></p>	<p>構造改革特別区域計画の<u>認定を            受けた地方公共団体</u>において活用可能</p>
<p>国と実施主体の「協議の場」において、            国と地域が一体となって推進</p>	<p>—</p>

## 総合特区に係る税制改正の概要

### 1 国際戦略総合特区(法人税) ~下記の措置の選択適用~

#### ○ 投資税額控除または特別償却

総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる制度を創設。

- ・ 特別償却の割合: 取得価額の50%(建物等25%)
- ・ 税額控除の割合: 取得価額の15%(建物等8%)  
控除限度超過額の繰り越し: 1年間
- ・ 事業者の指定及び設備等取得の期限: 平成26年3月31日まで

#### ○ 所得控除

専ら、総合特区で適用される規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う法人について、当該事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度を創設。

- ・ 適用期限: 事業者の指定の日から5年間
- ・ 事業者の指定の期限: 平成26年3月31日まで
- ・ 国際戦略総合特区の指定数は、少数に厳しく限定。
- ・ 地方公共団体も事業を実施する者の経済的負担を軽減するための措置(地方税の減免、補助金の交付等)を行う。

### 2 地域活性化総合特区(所得税)

#### ○ 出資に係る所得控除

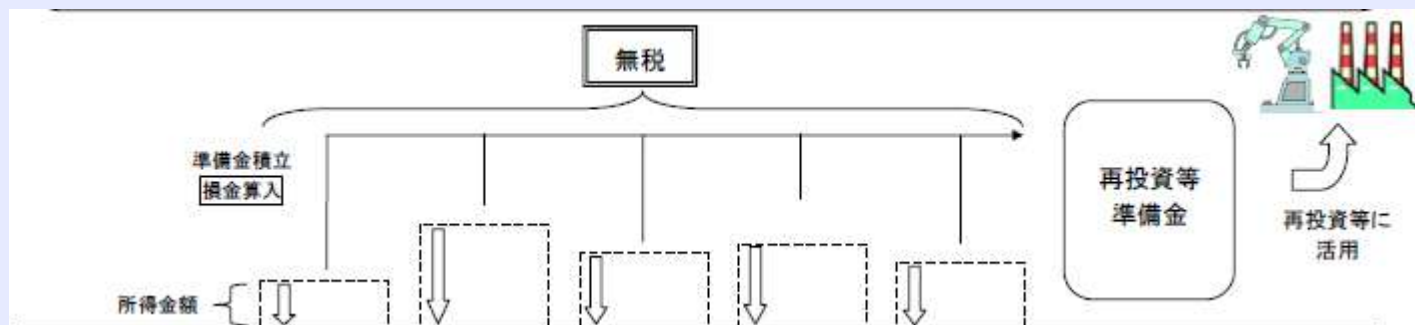
社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度を創設。

- ・ 総合特区で指定後3年以内の企業が対象(指定の期限: 平成26年3月31日まで)。
- ・ 前年が売上高に占める営業利益が2%以下の企業が対象。



# 復興産業集積区域における新規立地促進税制

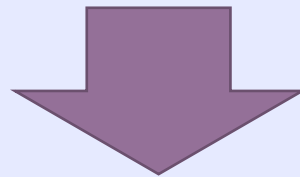
- ◆ 復興産業集積区域内における新規立地新設企業の立上げを支援するため、復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置を講ずる。
- ◆ (1) 復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までの間に指定を受けた法人(注)が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。
- ◆ (2) 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資



# 税制の位置づけ

# 税財政の機能

財政の機能	政策	税の機能	例
資源配分	経済政策 (構造改革)	✓財源調達 ✓外部性(集積の経済・ ネットワーク効果等)の 内部化	消費税(「広く薄い課 税」 環境税 研究開発促進税制 (?))
所得再分配	社会政策	✓所得格差の是正	累進的所得課税 相続税
経済安定化	景気対策	✓自動安定化機能	所得課税

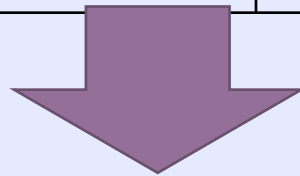


「構造改革」=経済政策としての特区？

- 既存の税制の歪み(非効率・阻害効果)の是正
- 外部性の内部化

# 税制の原則と例外

	内容		
税の一般原則	公平＝応能・応益原則、垂直的・水平的公平 中立＝経済活動の阻害効果の最小化 簡素＝徴税・納税コストの抑制		
租税特別措置 (政策税制)	政策的意 図の実現	規範	効率＝外部性の内部化等(例:研究開発促進税制) 公平＝所得格差の是正(例:寄付金税制、後進地域への優遇税制措置)
		実態	バラマキ・既得権益化 政策誘導



## 国家戦略特区税制

- 政策税制(例外措置)？
- 税制の抜本改革に繋げる「政策実験」



# 目的と手段

国家戦略特区税制	内容
目的としての税制	税制の抜本改革に繋げる先行事例 ⇒逐次全国へ適用
	税の原則 法人実効税率の引き下げ、徴税の簡素化・IT化
	研究開発・起業に有効な税制措置の検証
手段としての税制	政策税制 「呼び水効果」＝ネットワーク外部性の内部化・集積の経済 ⇒特区投資・立地の初期投資費用の軽減等

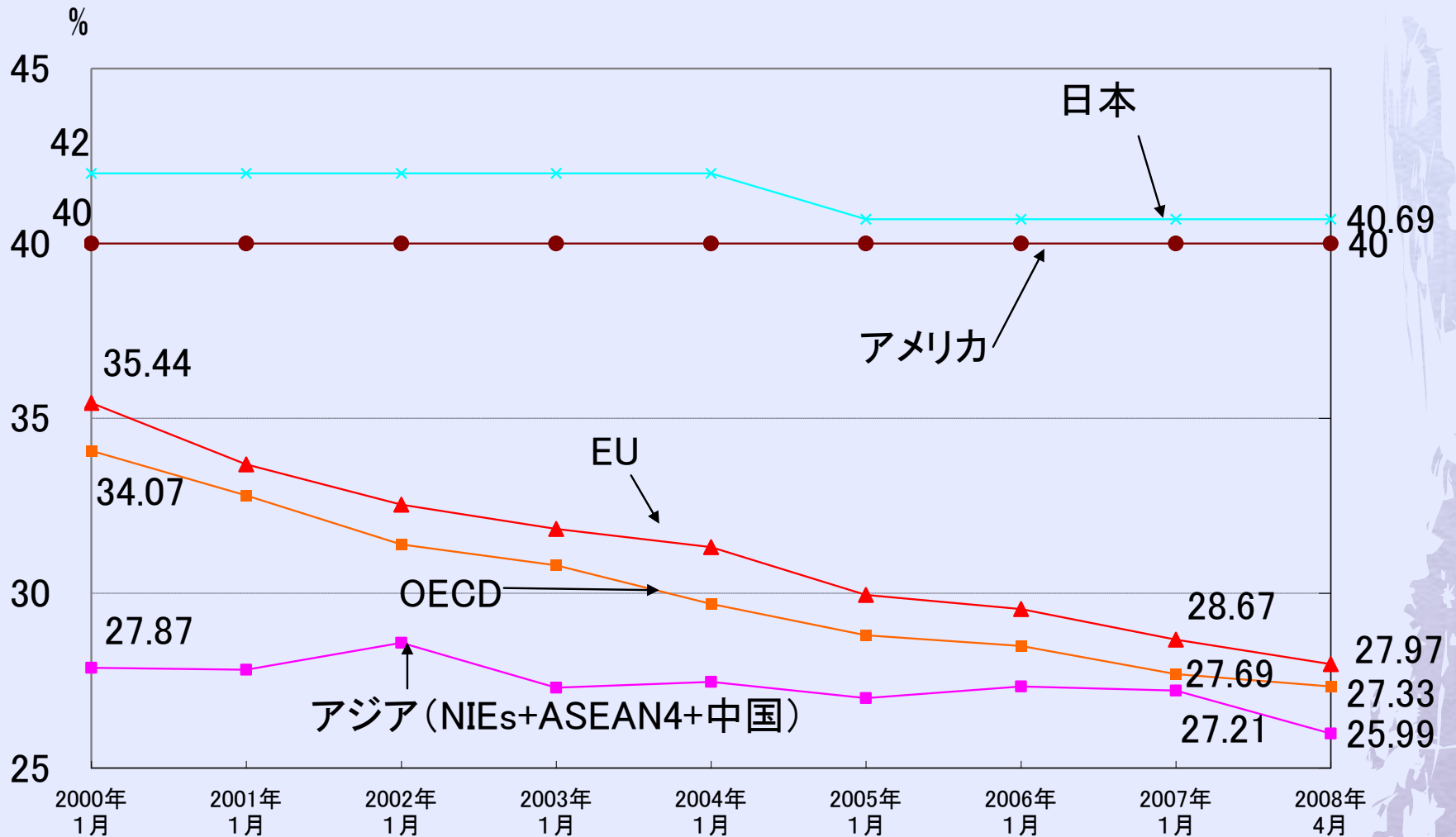
# わが国の税制の特徴

- ◆ 高度経済成長型税制
  - 高い法人課税依存(実効税率=約35%)
  - 経済に「優しくない」税制
- ◆ 法人税(国税)だけではない
  - ✓ 地方税=法人事業税・法人住民税、固定資産税(償却資産)
  - ✓ 社会保険料=実質的な正規雇用税
- ◆ 新しい経済環境(経済にグローバル化・高齢化)に適用する税制の再構築
  - ⇒経済を支える税制への転換(構造改革)が必要
- ◆ 「政策実験」を通じた税制改革？

# 誰と競争しているのか？

- ◆ 90年代以降、経済のグローバル化が進展
  - ▶ グローバル化＝国境を越えたヒト・モノ・カネの自由な移動  
留意：グローバル化は「政策的選択」ではなく、経済的現象
- ◆ 企業(投資)の誘致を巡って、地域間競争から国家間競争へ  
＝「国際的租税競争」
  - ⇒各地域は近隣地域ではなく、アジア諸国と競合
- ◆ 将来のリスク＝震災後、産業の空洞化が進む可能性
  - ⇒国家的対応(戦略)が必要

# 法人表面税率

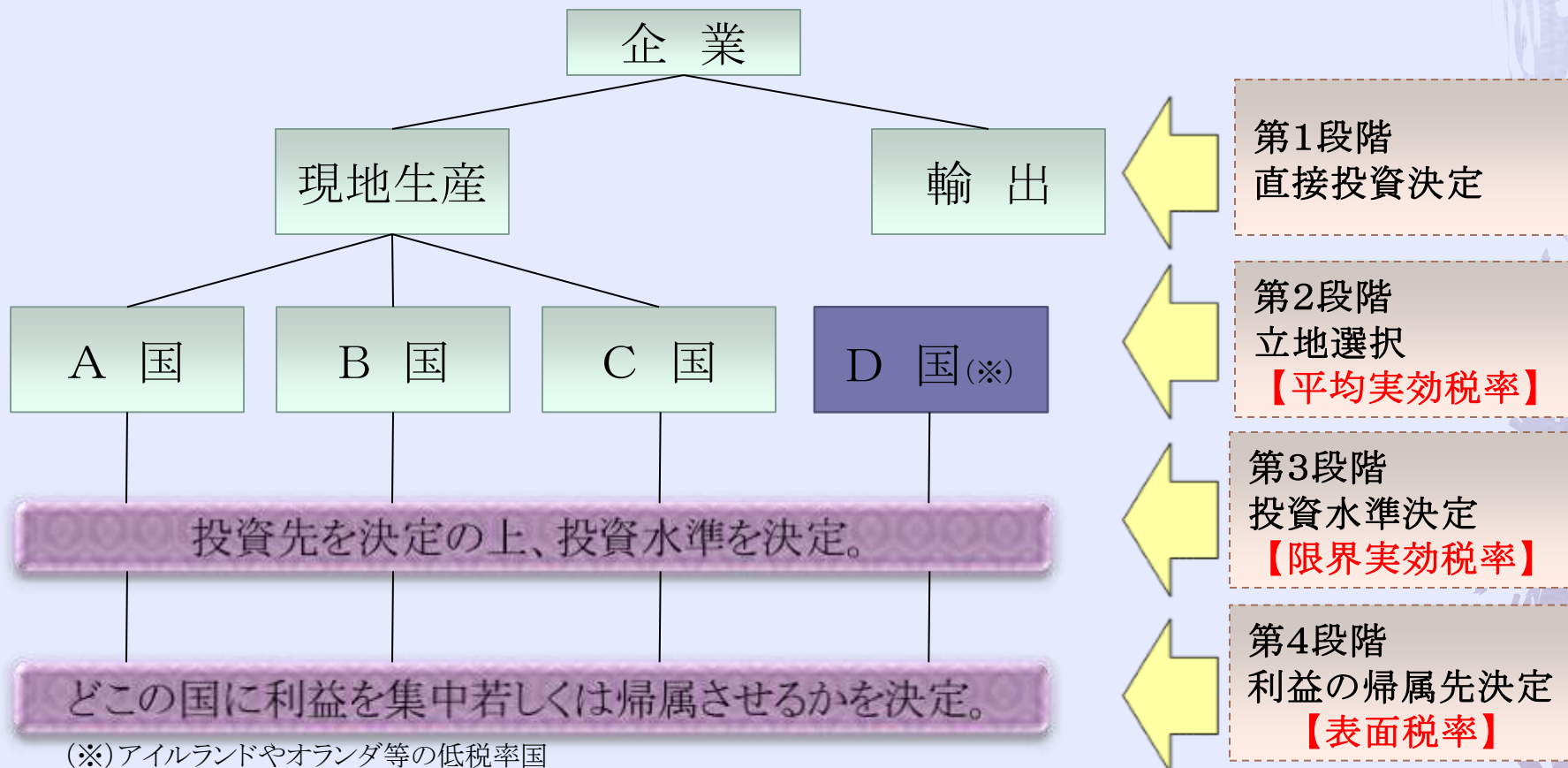


出所: 経済産業省資料

# 投資決定等の企業行動と「法人税率」の関係

◆ 企業の立地選択は多層的

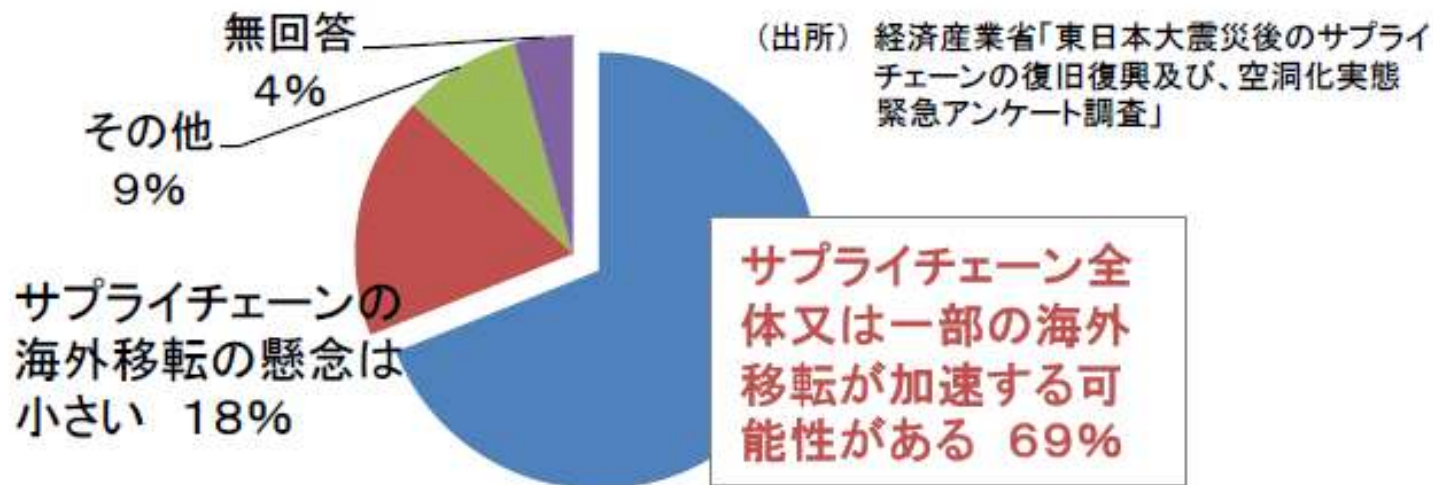
⇒ 税率は第2 = 立地、第3段階 = 投資規模の選択に影響





# 空洞化リスク

【問】 今回の震災により、サプライチェーンの海外移転が加速する可能性はあるか



経済産業省「東日本大震災後のサプライチェーンの復旧復興及び、空洞化実態緊急アンケート調査」(2011年4月)

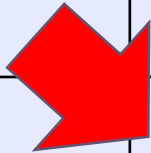
# 税制の効果

# 税制の効果

		効果
地域内	構造改革の一環(目的)	規制緩和との「相乗効果」
	呼び水効果(手段)	特区への投資・立地の初期費用等の軽減
地域間	短期	資源配分の歪み (特区への企業・資本等の流出) ＝「近隣窮乏化」(ゼロサムゲーム)
	長期	特区の成果の波及効果(?) ✓全国への適用(法人実効税率の引き下げ等)

# 規制緩和との相乗効果

	税制	現行	改革
規制			
現行			バラマキ(企業の内部留保増加)
緩和		効果発現せず	経済活動の促進(新規投資・研究開発)



- 税制と規制の一体改革
- 一方のみの改革では片手落ち(6重苦の一体的解消)

# 「試行的」税制改革？

## ◆ 法人税

- 中小・新興企業への法人課税(法人税・地方法人二税)のキャッシュフロー課税化(設備投資即控除・利払い費控除の廃止)
- 繰越欠損金(現行9年)の延長
- 実効税率(法人・地方法人二税)の引き下げ
- パテントボックス=適格知的財産(IP)所得に対する法人税の軽減  
⇒法人課税の軽減・中立化が雇用・投資の拡大に繋がるかの検証

## ◆ 所得税

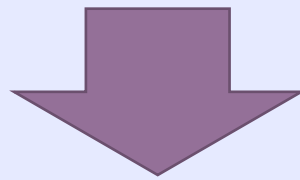
- エンジェル税制の拡充  
⇒ベンチャーキャピタルの育成





# 二つの外部性

	税制の位置づけ	狙い	効果
呼び水効果	手段	特区への立地・投資の促進	短期的＝特区の発展に限定
内部化	目的(構造改革の一環)	技術・知的財産等の研究開発に係る外部性の内部化(開発促進)	長期的＝効果検証の上、全国の税制に逐次適用



- 現行の**国家戦略特区**税制は「**呼び水効果**」に限定？
  - 短期的(時限付き)、地域限定の措置

# 「特区」の明暗

誘致の対象	効果
新興産業・起業活動、 外国資本(?)	新たな(国内)付加価値・雇用の創出 ⇒一国全体でみてプラスサム(成長促進)
国内の既存企業	近隣窮乏化(特区外から特区への移動)・ 国内タックスヘブン(「有害な租税競争」) ⇒ゼロサム・ゲーム

減収の補填	効果
地元自治体	地元自治体の財政責任の下での優遇税制 の実施(受益者負担)
国税	特区外の地域・国民による負担

# 「有害な租税競争」?

- ◆ 均衡ある国土の発展から地域間競争・「アイデア合戦」へ  
⇒ 切磋琢磨か足の引っ張り合いか?
- ◆ 全ての類の競争が望ましいわけではない

	特徴	例	
良い競争	切磋琢磨型	市場の競争(「神の見えざる手」)	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域振興策の「アイデア合戦」</li><li>・新興企業・産業の育成</li></ul>
悪い競争	ゼロ・サムゲーム型	政治の競争(「政局」?)	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金の陳情合戦</li><li>・既存企業の誘致合戦</li></ul>

「近隣窮乏化」的政策

表8 企業誘致施策の論点

		メリット	デメリット・課題
地域の視点	財政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業誘致により、事業税・住民税等の税収が増加する。</li> <li>○自主財源比率が高まり、交付税への依存が低下する。</li> <li>○税収の増加により、地方の公共サービスの供給が高まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金等のインセンティブの提供は必ずしも企業立地の決定的要因ではない。</li> <li>○歳入が特定企業や産業の動向に左右され、変動しやすくなる。</li> </ul>
	地域経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業進出により、生産、所得、雇用、人口等が増加する。</li> <li>○進出企業を中核として、地域固有の経済・経営資源が有機的に結合し、産業集積が形成される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○域外から進出してきた企業が生産活動の担い手となる場合には、原材料や部品等を域外から調達する割合が、地元企業による生産の場合よりも高くなる傾向がある。</li> <li>○雇用増の多くが、域外からの雇用、非正規雇用、外国人等である場合がある。</li> <li>○巨大工場の進出は、中小零細企業の倒産・閉鎖等を招く場合がある。</li> <li>○地元住民の理解や環境への配慮が不十分である場合、トラブルを生む恐れがある。</li> <li>○特定の企業や産業への過度の依存は、景気循環や産業構造の変化への対応力を弱め、地域の安定性を脅かす。</li> </ul>
国の視点		<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体間の企業誘致競争は、企業進出が、地域資源の有効利用や、新規参入、起業を促進するものである場合には、有益である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体間の企業誘致競争が、何ら新たな付加価値を伴わない企業の地域間移動であるならば、企業誘致は地域間の所得移転でしかなく、国全体としては、ゼロサム・ゲームにすぎない。</li> <li>○地方への企業誘致促進のためには、国による規制や地方交付税のあり方を改め、地方の権限を強めることが重要である。</li> <li>○グローバルな企業誘致競争の中で、外資規制や企業買収ルール等のあり方を見直し、国としての魅力を高める必要がある。</li> </ul>

出所:「企業立地と地域経済の活性化」レファレンス 平成20年8月号  
 国立国会図書館調査及び立法考査局



# 企業立地促進法：支援措置

## ①課税の特例・規制緩和措置

○立地企業への設備投資促進税制：特別償却の適用(機械等:15%、建物等:8%)

→平成20年度税制改正:支援措置の充実(対象業種に食料品製造業等の農林水産関連業種の追加、当該業種の最低投資要件の引き下げ(機械等3億円→4千万円(単価1千万円→5百万円)、建物等5億円→5千万円))

→平成21年度税制改正:支援措置の充実(対象業種に窯業・土石製品製造業、炭素繊維製造業の追加。)

○工場立地法の特例：緑地面積規制権限の市町村への委譲(緑地面積率の引下げ可能化)

## ②予算措置・低利融資等

平成21年度予算額:43.9億円

○企業立地に関する手続き・情報提供等のワンストップサービス実現のための「企業立地支援センター」の設置(全国10地域ブロック) (2.6億円)

○本法に基づく基本計画の策定、企業誘致・人材育成活動への助成  
(補助率:2/3~10/10) (22.2億円)

○基本計画に位置づけられた貸工場・研修施設等の共用施設の整備費への助成  
(補助率:1/2) (19.1億円)

○中小企業の立地等に対する低利融資制度(日本政策金融公庫)(平成20年度より創設)

○小規模企業の立地等に係る設備資金貸付(平成20年度より創設、貸付限度割合は1/2→2/3に引き上げ)

○食品製造・加工・販売事業者の立地等に対する債務保証等  
(平成20年度より(財)食品流通構造改善促進機構による債務保証等を創設)

○中小企業者の資金調達を円滑化する中小企業信用保険の特例措置

## ③各省との連携による支援措置

○企業立地促進に係る地方交付税措置(総務省と連携) 300億円程度

①自治体による立地企業に対する地方税の課税免除等額への普通交付税による補填  
(3年間、課税免除等の額の75%を補填。)

→平成20年度より支援措置の充実(最低投資要件の引き下げ(食料品製造業等の農林水産関連業種:5億円→5千万円、その他の対象業種:5又は3億円→2億円))

②企業立地後のフォローアップのための特別交付税の交付

○農水省、国交省、厚労省、文科省の施策との連携



## 【参考8 地方法人二税の不安定性・偏在性②】

○他方、各都道府県は企業誘致のため、独自に法人事業税の軽減措置を講じている。

### <主な法人事業税軽減の例>

都道府県	特別措置	税率	主な要件等
北海道	課税免除	3ヵ年免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地区内の製造業、倉庫業他</li> <li>・取得価格3,000万円超</li> <li>・増加雇用15人超</li> </ul>
岩手県	不均一課税及び課税免除	3ヵ年免除 後2ヶ年税率1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業で、H18.4.1～H23.3.31の期間の新增設</li> <li>・取得価格5,000万円以上</li> <li>・新規雇用5人以上</li> </ul>
宮城県	不均一課税又は課税免除	3ヵ年税率1/2 集積地域(特定産業)は免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業で、H20.4.1～H25.3.31の期間の新增設</li> <li>・取得価格1億円以上</li> <li>・増加雇用3人以上</li> </ul>
茨城県	課税免除	3ヵ年免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業等で、H21.4.1～H24.3.31の機関の新增設</li> <li>・増加雇用5人以上</li> </ul>
神奈川県	不均一課税	5ヵ年税率1/4又は1/2軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金の対象となること</li> <li>・資本金1億円以下等</li> </ul>
新潟県	不均一課税	3ヵ年税率1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格1億円超</li> <li>・増加雇用5人以上</li> </ul>
静岡県	課税免除	3ヵ年免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格3,000万円超</li> <li>・増加雇用15人超</li> </ul>
滋賀県	不均一課税及び課税免除	2ヵ年免除 後3ヶ年税率1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特区内の事業</li> <li>・取得価格2,500万円超</li> <li>・増加雇用4人超</li> </ul>
奈良県	不均一課税	3ヵ年税率3/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設面積3,000㎡以上</li> <li>・新規雇用10人以上かつ県内増加雇用10人以上</li> <li>・取得価格2億円以上</li> </ul>
佐賀県	不均一課税及び課税免除	5ヵ年免除、 以後5ヵ年税率1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地補助金との選択制</li> <li>・操業が10年以上継続することが見込まれること</li> </ul>

(出所)各都道府県のHPより抜粋

# あるべき租税措置？

# 税制の活用

狙い	原則	減収措置
構造改革の一環	✓効果の検証(政策評価) ⇒逐次全国への適用	国主導の政策実験であれば、国の負担
呼び水効果	✓ゼロサムゲームの回避 (新興産業・起業の促進に限定)	地元自治体の財政責任

# 政策税制と補助金

- ◆ 税の減免に代えて、補助金でも同様の効果が実現可能
  - 効果が確定していない政策は補助金で実施？  
⇒ 検証されたのちに政策税制化？
  - 納税者の予見性(政策の一貫性)を重視？ 既得権益化も

	赤字企業	予算上	時限措置	納税者の予見性
政策税制	軽減効果は限定的	減収額は明示されない	恒久化＝既得権益化し易い	高い
補助金	軽減効果あり	支出額が明確	毎年の予算措置見直しの機会あり	将来的に変更の可能性あり